

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

香川県人事委員会規則第6号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第13条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 年額130万円以上<u>（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>にあっては、<u>年額150万円以上</u>）の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) 略</p>	<p>第13条 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族として認定することができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。